

# 草津市公報

発行日 令和5年3月1日  
(毎月1・15日発行)  
発行番号 第4号  
発行所 草津市役所  
草津市草津三丁目13番30号  
電話番号(077-563-1234)

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 告 示

草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	1
介護保険法第46条第1項の規定に基づく居宅介護支援事業者の指定について（介護保険課）	1
草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金交付要綱（子ども・若者政策課）	2
草津市保育所等物価高騰対策支援補助金交付要綱（幼児施設課）	4
草津市指定管理事業運営支援金交付要綱（総務課）	6
公示送達について（税務課）	8
草津市社会福祉関係団体等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（健康福祉政策課）	9
草津市公共交通事業者支援補助金交付要綱（交通政策課）	9

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	12
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	13
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	13
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	16
草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について（農林水産課）	18

◎ 監査委員告示

監査結果に基づく措置状況の公表について	18
---------------------	----

## 告示

草津市告示第15号

草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年2月3日

草津市長 橋川渉

草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付

要綱の一部を改正する要綱

草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱  
(平成29年草津市告示第16号) の一部を次のように改  
正する。

第4条第1号中「保育所等に採用された日」を「事  
業実施者に雇用された日」に、「9年以内」を「8年  
以内」に改め、同条第2号中「者を除く。」の右に  
「のうち、次に掲げる者」を加え、同号に次のように  
加える。

ア 当該施設への入居にあたり市外から転入した  
者

イ 当該施設への入居にあたり市長が認めるやむ  
をえない理由により市内で転居した者

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに  
該当する者は、補助対象としないものとする。

(1) 法人内の異動により転居する者

(2) この要綱による補助を受けたことがあり、か  
つ、転居、退職または前項第1号に規定する期間  
の満了により補助を終了している者

別表中「令和2年度」を「令和3年度」に、「、令  
和3年度」を「、令和4年度」に改める。

別記様式第5号中「印」を削る。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月3日から施行し、改正  
後の草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付  
要綱(次項において「新要綱」という。)の規定  
は、令和4年度の事業から適用する。

(経過措置)

2 令和4年度に限り、保育所等に勤務する常勤の保  
育士のうち、事業実施者に雇用された日から起算し  
て5年を超える9年以内の者(令和4年3月31日時点  
において、令和3年度から現に本事業による借り上  
げ支援を受けていた者に限る。)については、新要

綱第4条第1項第1号に該当する者とみなす。

(令和5年2月3日掲示済み)

草津市告示第16号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項  
の規定により次の者を居宅介護支援事業者として指定  
したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示す  
る。

令和5年2月3日

草津市長 橋川渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ルナ ケアプラスセンター	滋賀県草津市青地町1025番地14	デ・アルコ有限会社 滋賀県草津市青地町1025番地14	代表取締役 間宮 隆一郎 大阪府堺市鴨谷台 2丁目 7-1-1402	居宅介護支援	令和5年2月5日	2570600367

(令和5年2月3日掲示済み)

## 草津市告示第17号

草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年2月6日

草津市長 橋 川 渉

## 草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 市長は、原油価格・物価高騰に伴い、光熱費の負担が増えた市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を行う事業者に対し、草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の対象者等)

第2条 補助金の交付対象者は、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第180号）の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付を受けている事業者とする。

## (補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の式により算定した額とする。

220円×申請に係る施設の令和4年4月1日時点の

## 利用定員×実施月数

## (補助金の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、令和5年2月20日までに規則第3条の補助金等交付申請書に草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金所要額算定調書（別記様式第1号）を添え、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、1施設につき1回限り行うことができる。

3 規則第13条に規定する実績報告は、第1項の草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金所要額算定調書の提出によってなされたものとみなす。  
(補助金の額の確定)

第5条 規則第6条の規定による決定の通知により、規則第14条に規定する補助金等の額の確定の通知をしたものとみなす。  
(補助金の状況報告および調査)

第6条 市長は、規則第11条に基づき、補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、補助事業等の状況報告を求め、または調査することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により市長から報告または調査を求められたときは、これに協力しなければならない。  
(補助金の取消しおよび返還)

第7条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 第2条に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたとき。
- (3) 法令またはこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金返還命令書（別記様式第3号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、別記様式第4号による報告書を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額の全部または一部を返還しなければならない。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第9条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和5年2月6日から施行し、令和4年4月1日以降の事業から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条から第8条までの規定につい

ては、同日後もなおその効力を有する。

別記  
様式第1号（第4条第1項第1号関係）

草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金所要額算定調書

#### 児童育成クラブ名

単価 ①	利用定員 ②	実施月数 ③	補助金額 ④ (①*②*③)
220円			

（注記）  
・③の欄には、令和4年4月から令和5年3月の実施月数を記載してください。

様式第2号（第7条第2項関係）

第 年 月 日

様

草津市長

草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金については、草津市補助金等交付規則第17条第1項および草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定額の（一部・全部）を取り消しましたので通知します。

記

決 定 の 区 分	一部取消し	・	全 部 取 消 し
交付決定額		・	円
取消し金額		・	円
取消し後交付決定額		・	円
取消しの理由		・	

様式第3号（第7条第3項関係）

第 年 月 日  
号

様

草津市長

草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した補助金については、草津市補助金等交付規則第18条および草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日  
号

様

草津市長

草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金に係る  
消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市民設児童育成クラブ物価高騰対策支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 額の確定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 添付資料  
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

（令和5年2月6日掲示済み）

草津市告示第18号

草津市保育所等物価高騰対策支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年2月6日

草津市長 橋川 渉

草津市保育所等物価高騰対策支援補助金交付要綱

## （趣旨）

第1条 市長は、原油価格・物価高騰に伴い、光熱費の負担が増えた市内に所在する保育所等を運営する事業者に対し、草津市保育所等物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （定義）

第2条 この要綱において「保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業もしくは同条第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所で、国、都道府県および市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置したものと/orによる。

## （交付の対象者等）

第3条 補助金の交付対象者は、保育所等を運営する事業者とする。

## （補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の式により算定した額とする。

490円×申請に係る施設の利用定員（令和4年4月1日時点）×実施月数

## （補助金の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が別に定める期間内に規則第3条の補助金等交付申請書に草津市保育所等物価高騰対策支援補助金所要額算定調書（別記様式第1号）を添え、市長に提出するものとする。また、申請は1施設につき1回限り行うことができる。

2 規則第13条に規定する実績報告は、前項の草津市

保育所等物価高騰対策支援補助金所要額算定調書の提出によってなされたものとみなす。

(補助金の額の確定)

第6条 規則第6条の規定による決定の通知により、規則第14条に規定する補助金等の額の確定の通知をしたものとみなす。

(補助金の状況報告および調査)

第7条 市長は、規則第11条に基づき、補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、補助事業等の状況報告を求め、または調査することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により市長から報告または調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補助金の取消しおよび返還)

第8条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 法令またはこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、草津市保育所等物価高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、草津市保育所等物価高騰対策支援補助金返還命令書（別記様式第3号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が確定した

場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、草津市保育所等物価高騰対策支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額の全部または一部を返還しなければならない。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第10条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年2月6日から施行し、令和4年4月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

別記  
様式第1号（第5条第1項関係）

草津市保育所等物価高騰対策支援補助金所要額算定調書

施設名 \_\_\_\_\_

施設・事業種別 ①	単価 ②	利用定員 ③	実施月数 ④	申請額 (単位：円) ⑤ (②×③×④)

(注記)  
 ・③欄には、令和4年4月1日時点の教育認定（1号）と保育認定（2・3号）の利用定員の合計を記載してください。  
 ・④欄には、令和4年4月～令和5年3月の実施月数を記載してください。

様式第2号（第8条第2項関係）

第 年 月 号  
年 月 日

様

草津市長

## 草津市保育所等物価高騰対策支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金については、草津市補助金等交付規則第17条第1項および草津市保育所等物価高騰対策支援補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定額の（一部・全部）を取り消しましたので、通知します。

記

決定の区分	一部取消し・全部取消し
交付決定額	円
取消し額	円
取消し後交付決定額	円
取消しの理由	

様式第4号（第9条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等物価高騰対策支援補助金に係る  
消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市保育所等物価高騰対策支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 額の確定額 円
- 2 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額（要補助金返還相当額） 円
- 3 添付資料 消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

(令和5年2月6日掲示済み)

様式第3号（第8条第3項関係）

第 年 月 号  
年 月 日

様

草津市長

## 草津市保育所等物価高騰対策支援補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した補助金については、草津市補助金等交付規則第18条および草津市保育所等物価高騰対策支援補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

## 草津市告示第19号

草津市指定管理事業運営支援金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年2月10日

草津市長 橋川涉

## 草津市指定管理事業運営支援金交付要綱

## (趣旨)

第1条 市長は、原油価格・物価高騰の影響により、指定管理施設の運営に支障が生じている指定管理者を支援するため、予算の範囲内において、草津市指定管理事業運営支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定管理者 草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条の規定により指定されたものをいう。

- (2) 電気 指定管理者が管理する公の施設（以下「指定管理施設」という。）で使用する電気をいう。
- (3) ガス 指定管理施設で使用するガスをいう。
- (4) 燃料 指定管理施設で使用する重油、灯油（暖房器具等に使用するものは除く。）をいう。
- (5) 単価 指定管理施設の月額の使用料から基本使用料を控除した額を同月使用量で除したものを使う。

（交付対象者）

第3条 支援金の交付対象者は、指定管理者であつて、物価高騰の影響により、使用する電気・ガス・燃料の項目に係る単価が上昇している者とする。ただし、これらの項目のうち、施設の管理に関する協定において精算対象となる項目は除く。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、令和3年4月から同年9月までの各月単価の平均と令和4年4月から同年9月までの各月単価の平均の差に、令和3年度の使用量を乗じた額を電気・ガス・燃料の別に算出し、足し合わせた額とする。ただし、令和3年度の使用量が一定量未満のものは、算定の対象外とする。

2 前項で算定できないものについては、市長が認めた額とする。

（支援金の申請等）

第5条 支援金の交付を受けようとする指定管理者は、市長が別に定める期間内に規則第3条の補助金等交付申請書に草津市指定管理事業運営支援金所要額算定調書（別記様式第1号）を添え、市長に提出するものとする。また、申請は1施設につき1回限り行うことができる。

2 市長は、規則第13条に規定する実績報告は、前項の草津市指定管理事業運営支援金所要額算定調書の提出によってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定）

第6条 市長は、規則第6条の規定による決定の通知により、規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知をしたものとみなす。

（支援金の使途報告および調査）

第7条 市長は、規則第11条に基づき、支援金の交付の決定を受けた事業者（以下「支援対象事業者」という。）に対し、支援金の使途について報告を求め、または調査することができる。

2 支援対象事業者は、前項の規定により市長から報

告を求められたときまたは調査することを通知されたときは、これに協力しなければならない。  
（補助金の取消しおよび返還）

第8条 市長は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、または既に交付した支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 規則第17条に定めるもののほか、この要綱に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、草津市指定管理事業運営支援金交付決定取消通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に交付されているときは、草津市指定管理事業運営支援金返還命令書（別記様式第3号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第9条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和5年2月10日から施行し、令和4年4月1日以降の事業から適用する。  
（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条および第8条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別記  
様式第1号（第5条第1項関係）

## 草津市指定管理事業運営支援金所要額算定調書

施設名 \_\_\_\_\_

## 1. 電気

令和3年4月から同年9月までの各月単価の平均①	令和4年4月から同年9月までの各月単価の平均②	単価差③(②-①)	令和3年度の使用量④	算定額⑤(③×④)
円/kWh	円/kWh	円/kWh	kWh	円

## 2. ガス

令和3年4月から同年9月までの各月単価の平均⑥	令和4年4月から同年9月までの各月単価の平均⑦	単価差⑧(⑥-⑦)	令和3年度の使用量⑨	算定額⑩(⑧×⑨)
円/m <sup>3</sup>	円/m <sup>3</sup>	円/m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	円

## 3. 燃料

令和3年4月から同年9月までの各月単価の平均⑪	令和4年4月から同年9月までの各月単価の平均⑫	単価差⑬(⑪-⑫)	令和3年度の使用量⑭	算定額⑮(⑬×⑭)
円/t	円/t	円/t	t	円

申請額 \_\_\_\_\_ (⑤+⑩+⑮)

## (注)

- (1) 令和3年度の使用量(④、⑪、⑯)が100未満となる場合は、算定額(⑤、⑩、⑮)は0としてください。
- (2) 算定額(⑤、⑩、⑮)が負数となる場合は0を入力してください。
- (3) 各値を算定する際は、小数点以下第2位を四捨五入してください。

様式第2号（第8条第2項関係）

第 年 月 日

様

草津市長

## 草津市指定管理事業運営支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金については、草津市補助金等交付規則第17条第1項および草津市指定管理事業運営支援金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定額の（一部・全額）を取り消しましたので通知します。

## 記

決定の区分	一部取消し	・	全部取消し
交付決定額		・	円
取消し金額		・	円
取消し後交付決定額		・	円
取消しの理由		・	

様式第3号（第8条第3項関係）

第 年 月 日

様

草津市長

## 草津市指定管理事業運営支援金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した補助金については、草津市補助金等交付規則第18条および草津市指定管理事業運営支援金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

## 記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

(令和5年2月10日掲示済み)

## 草津市告示第20号

## 公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年2月10日

草津市長 橋川 渉

## 1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙のとおり

## 3 上記の書類については、令和5年2月17日に送達があったものとみなす。

## 国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	藤野 宏行	滋賀県草津市新堂町202番地	令和4年度	令和4年度
2	眞崎 拓真	滋賀県草津市西矢倉三丁目9番17-101号 ルミネールはやせ	令和4年度	令和4年度
3	岡田 直明	滋賀県草津市追分南九丁目3番28号	令和4年度	令和4年度
4	前田 愛美	滋賀県草津市西草津一丁目8番50号	令和4年度	令和4年度
5	山根 晓	滋賀県草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館	令和4年度	令和4年度
6	松下 美優	滋賀県草津市草津町1911番地55-202 レジデンスKAK	令和4年度	令和4年度
7	SHIM MINSEUP	韓国	令和4年度	令和4年度

(令和5年2月10日掲示済み)

## 草津市告示第21号

草津市社会福祉関係団体等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年2月13日

草津市長 橋川 渉

## 草津市社会福祉関係団体等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市社会福祉関係団体等事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第92号）の一部を次のように改正する。

別表中「福祉を考える市民のつどい事業費」を削り、「ボランティアフェスティバル事業費」を「ボランティア活動支援事業費

草津フードバンクセンター事業費」に改める。

## 付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年2月13日掲示済み)

## 草津市告示第22号

草津市公共交通事業者支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年2月14日

草津市長 橋川 渉

## 草津市公共交通事業者支援補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 市長は、市内で公共交通を運行するバス事業者等の運行に必要となる燃料の購入に要する経費について、原油価格の高騰に伴う負担増に相当する額を対象に、予算の範囲内において草津市公共交通事業者支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内を運行するバス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者をいう。）および草津駅構内営業タクシー協議会（草津市駅前広場管理条例（昭和44年草津市条例第18号）第3条に規定する占用許可を受けた者をいう。）（以下「事業者」と総称する。）とする。

## (補助対象経費等)

第3条 補助金の対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、別表対象経費の欄に掲げる対象経費の実支出額と同表基準額の欄に掲げる基準額に車両数または区画数を乗じて得た額のいずれか少ない方の額とする。ただし、当該補助金の対象経費について、当該補助金以外の補助金収入がある場合は、当該補助金収入の額を控除するものとする。

## (補助金の交付申請等)

第4条 事業者は補助金の交付申請をしようとするときは、規則第3条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月3日までに草津市公共交通事業者支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書（別記様式第2号）
- (2) 補助額計算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

（補助金の交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、草津市公共交通事業者支援補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をもって、規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。

（補助金の交付請求）

第6条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者は、草津市公共交通事業者支援補助金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、交付決定の通知を受けた者が偽りその他不正な手段により補助を受けたことが明らかになったときは、交付決定を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の保存期間）

第8条 事業者は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年2月14日から施行し、令和4年4月1日以後に実施された事業に適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第4条第1項に規定する補助金の交付申請をした事業者については、この要綱は、同日後も、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

対象事業者	対象経費	基準額（上限）
市内を運行するバス事業者	令和4年4月1日から令和5年3月3日までの期間に、事業者が運行の維持のために購入した燃料のうち、原油価格の高騰に伴う負担増に相当する経費。ただし、同期間ににおいて、草津市コミュニティバス運行補助金を受ける路線の運行維持に要した経費を除く。	事業者が市内で運行している事業者用自動車1両につき、80,450円とする。 なお、事業者用自動車は、令和4年4月1日現在で乗合自動車として近畿運輸局へ報告している乗車定員11人以上の車両（貸切自動車として報告している車両を除く。）とする。また、車両数の算出は、下記の算式によるものとする。ただし、コミュニティバスの運行に係るものを除く。 事業者保有台数 × (事業者草津市域走行距離／事業者総走行距離)
草津駅構内営業タクシーア協議会	令和4年4月1日から令和5年3月3日までの期間に、草津駅構内営業タクシーア協議会に属するタクシー事業者が運行の維持のために購入した燃料のうち、原油価格の高騰に伴う負担増に相当する経費	事業者が駅前広場の占用許可を受けた区画数1区画につき、27,850円とする。



様式第5号（第6条関係）

年 月 日

草津市長 あて

住所  
名称  
代表者名 @

## 草津市公共交通事業者支援補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定があった標記補助金について、草津市公共交通事業者支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 田

## &lt;振込先金融機関&gt;

金融機関の名称	
預貯金の種別	
口座番号	
口座 ふりがな 名義人	

(令和5年2月14日掲示済み)

## 公 告

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年2月6日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市集町150番地 今井 絵理	草津市集町字鎌田147番1の 一部 外3筆	338.40m <sup>2</sup>	R5.2.6	1649

(令和5年2月6日掲示済み)